

虐待防止のための指針

おかば教室

2024年4月1日 施行
2025年4月25日 改定
2026年4月16日 改定

虐待防止のための指針

1 虐待防止に関する基本的な考え方

障害者に対する虐待においては、障害者虐待防止法において障害者虐待が禁止されています。この法律は、障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等を鑑み、障害者に対する虐待の禁止、障害者虐待の予防及び早期発見その他の障害者虐待の防止等に関する国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者の負担の軽減を図る等、養護者による障害者虐待の防止に資する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、障害者の権利利益の擁護に資することを目的としています。私たちは、何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならないこと、社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害の防止等共生社会の実現及び権利擁護の考え方を共有することを前提に、虐待防止等に取り組むことを基本的指針とします。

2 虐待等防止に向けた組織体制

(1) 虐待防止・身体拘束適正化委員会の設置

当事業所では、虐待防止に向けて虐待防止・身体拘束適正化委員会を設置します。

①設置目的

- ・虐待防止のための計画づくり
- ・虐待防止のチェックとモニタリング
- ・虐待等発生後の検証と再発防止策の検討
- ・虐待等防止に関する職員全体への指導

②虐待防止・身体拘束適正化委員会の開催

虐待防止委員会は年最低2回以上、身体拘束適正化委員会は年1回以上開催する。また、必要に応じてその都度開催します。緊急事態（数時間以内に身体拘束を要する場合等）は、職員より上長に報告の上、関係職員を招集し臨時の会議を開催します。委員会に参加できない職員等が想定される場合は意見を聞くなどの対応により、当該意見を踏まえ検討します。

(2) 虐待等防止のための職員研修

当事業所では職員に対し虐待等防止のための研修を実施します。実施の内容は開催の都度、記録を作成します。

(3) やむを得ず身体拘束を行う場合の報告等の方法

(別紙、「身体拘束等の適正化のための指針」参照)

(4) 虐待発生時の対応・報告等の方法

(別紙、「施設内虐待通報手順」参照)

3 指針の閲覧について

この指針は求めに応じていつでも事業所内にて閲覧できるようにするとともに、当事業所のホームページにも公表し、いつでも利用者及び家族が自由に閲覧できるようにします。

附則 2024年4月1日 施行

附則 2025年4月25日 改定

附則 2026年4月16日 改定